

法第42条第1項ただし書許可申請書類一覧
 予定建築物等以外の建築等許可

	添付書類	説明等	備考	チェック
1	予定建築物等以外の建築等許可申請書	久喜市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則・様式第10号		
2	委任状		本人申請不要	
3	理由書	当初許可の状況とその後の経緯について		
4	土地全部事項証明書	申請時以前6ヶ月以内		
5	土地の権利者の同意書		申請者以外に所有権がある場合	
6	工作物の権利者の同意書			
7	土地・工作物の権利者で当該行為に同意した者の印鑑証明書	同意書作成時のもの		
8	位置図	都市計画図に記入		
9	区域図	案内図		
10	公図の写し			
11	現況図	既存建築物がある場合、既存建築物の建築面積・延床面積を記入		
12	求積図			
13	土地利用計画図	杭間距離、計画建築物等の配置、接続先道路概要（※1）等を記入		
14	排水施設計画平面図	排水経路：青色等で着色（土地利用計画図に併記可）		
15	給水施設計画平面図	給水経路：青色等で着色（土地利用計画図に併記可）	自己居住用は不要	
16	排水施設構造図	公共施設への接続詳細図等を含む		
17	雨水処理計算書			
18	排水の放流等に関する書類	道路・水路占用許可書、放流承認書等の写し	必要に応じて	

	添付書類	説明等	備考	チェック
19	開発許可通知書、変更許可通知書、開発工事検査済証の写し	開発登録簿の写しでも可（※2）		
20	開発工事完了後の経過年数を確認できる書類	建物全部事項証明書、既存家屋証明書等	完了公告の記録がない場合	
21	破産等の事由が生じたことを証する書類	破産宣告書の写し等	完了公告（開発工事完了）後20年を経過している場合は不要	
22	現況写真	2方向以上からの撮影とし、撮影方向を現況図等に記入		
23	その他必要とする書類		必要が認められる場合	

添付図書については、当一覧表中「説明等」によるほか、「都市計画法に基づく開発許可制度の解説（令和6年10月版）」（通称：赤本）第2編 第1章 開発許可申請等の作成及び手続（P392～）に基づき作成すること。

※1 接続先道路については、市道番号、幅員及び建築基準法の扱いを記入。

※2 開発登録簿の写しは、都市計画課にて1部520円で交付。

※3 求積図、現況図、土地利用計画図はそれぞれ別の図面とすること。